

SANKYODO PRESS

2025.5

Topics 注目トピック

- 社保 キャリアアップ助成金 令和7年度の改正点
- 融資 日本政策金融公庫 新規開業資金（創業融資）について解説！
- メディア実績

月号



キャッシュフロー計算書で
減価償却費をプラスするのはなぜ？
理由を徹底解説

新オフィス：
泉ガーデンタワー 40階
(六本木一丁目駅直結)

キャッシュフロー計算書で減価償却費をプラスするのはなぜ？ 理由を徹底解説

キャッシュフロー計算書とは、一定期間の資金繰りを一覧にした計算書です。貸借対照表と損益計算書を加えて財務三表と呼ばれています。上場企業は、キャッシュフロー計算書の作成が義務です。

キャッシュフロー計算書を分析すれば、会社の状況や傾向が見えてきます。経営戦略を練ったり、設備投資のタイミングを考えたりなど、あらゆる場面で活用します。キャッシュフロー計算書の作成には、一定のルールがあります。

減価償却費をプラスに扱うなど、理由も分からず作業を行う場面も多いのではないのでしょうか。そこで本記事は、キャッシュフロー計算書における減価償却費の取り扱いを解説します。ぜひ参考にしてみてください。

キャッシュフローと減価償却の基礎知識

キャッシュフロー計算書で減価償却費をプラスに計上する解説の前に、キャッシュフロー計算書と減価償却とは何かを説明します。

■ キャッシュフロー計算書とは？

キャッシュフロー計算書とは、現金の流れと残高を管理する計算書です。資本と負債を一覧にした貸借対照表、収入と費用を対比して会社の経営成績を表す損益計算書とキャッシュフロー計算書の3つをあわせて財務三表といいます。

上場企業は、キャッシュフロー計算書の作成が義務です。非上場企業に作成の義務はありません。しかし、会社の経営状態を把握するのに財務諸表は重要なため、作成するのがおすすめです。

キャッシュフロー計算書を分析すれば、本業の状態や資金の調達方法が把握できます。分析結果から事業がうまくいっていないと判断できれば、改善点の検討材料として利用できます。

キャッシュフロー計算書は、用途により「営業活動にかかわる営業キャッシュフロー」「設備投資や有価証券を記載する投資キャッシュフロー」「金融機関からの借入金や自己株式の売買状況が見える財務キャッシュフロー」の3つの区分に分かれます。

資金繰りを分析するときは、営業キャッシュフローと投資キャッシュフローを合算し、フリーキャッシュフローも加味してください。

減価償却とは？

減価償却とは、設備投資の費用を一定期間に分配して計上する計算方式です。固定資産は、経年劣化により価値が下がっていきます。減価償却により一定期間が経過したあとの資産価値を評価するためにも、活用可能です。

減価償却は、企業または個人事業主の活動で使用する資産のうち、取得価格 10 万円以上かつ時間の経過とともに劣化する資産を対象に償却します。減価償却の計算方法は、2 種類あります。

減価償却する資産の金額に一定の割合を掛ける定額法と、未償却残高に対して一定の割合を掛ける定率法です。以下の計算式で計算します。

- 定額法＝取得価額 × 定額法の償却率
- 定率法＝未償却残高 × 定率法の償却率

計算式で使用する償却率は、資産ごとに定められた耐用年数にあわせて規定されています。各資産の耐用年数と償却率は、国税庁のホームページに公開中です。

参考：[主な減価償却資産の耐用年数表](#) | 国税庁

参考：[減価償却資産の償却率等表](#) | 国税庁

減価償却費とは？

減価償却費とは、固定資産の取得費用を耐用年数に応じて分配した 1 期分の費用に使用する勘定科目です。費用に該当するので、損益計算書の費用項目に計上します。

たとえば、15 万円のパソコンを購入したとしましょう。10 万円以上 20 万円未満のパソコンは、3 年間で均等に減価償却費として計上するルールがあります。取得価格を 3 で割ると、1 年あたりの減価償却費は、5 万円です。

減価償却費の会計仕訳は、直接法と間接法があります。直接法は、固定資産から資産価値を減らしていく方法です。間接法は、勘定科目に減価償却累計額を使用し、固定資産の価格を残しておきます。

取得価格 15 万円のパソコンを減価償却した場合を例にしてみましょう。

仕訳の方式	仕訳の例
直接法	減価償却費 5 万円 / 備品 5 万円
間接法	減価償却費 5 万円 / 減価償却累計額 5 万円

会計仕訳のどちらを選べばよいのか判断に迷うケースが見られます。以下の基準で仕訳方式を選ぶのがおすすめです。

- 資産を売買する機会が少ない小規模な会社は会計処理が簡単な直接法
- 設備投資が多く、資産の取得価格を残しておきたい場合は間接法
- 特許権やソフトウェア代金など無形固定資産は直接法

個人事業主や小規模な会社の場合、固定資産の売買がほぼありません。そこで、処理が簡単な直接法を採用すると作業の手間が省けます。

キャッシュフロー計算書における減価償却費

キャッシュフロー計算書には、2つの記載方法があります。直接法と間接法です。それぞれの特徴を比較してみましょう。

直接法	間接法
• 商品売買や給与の支払いなど主な取引の総額をまとめる方法 • 取引ごとに資金の流れが把握しやすい • 取引の多い会社には不向き • 総勘定元帳をすると作成しやすい	• 商品売買だけでなく、有価証券や売掛金など資金に関する事項をまとめる方法 • 直接法に比べて作成が容易 • 多くの会社が採用する方法 • 損益計算書の情報をもとに作成

キャッシュフロー計算書は、資金の出入りに関する取引を記載する計算書です。減価償却費は、資金の出入りがないため、関係ないように見えてでしょう。

しかし、間接法によるキャッシュフロー計算書の場合は、資金の流れを記載するため、減価償却費を計上します。

キャッシュフロー計算書で減価償却費をプラスに扱う理由

キャッシュフロー計算書を作成する際は、減価償却費をプラスに扱います。これは、キャッシュフロー計算書と損益計算書に生じた不整合を正すためです。

損益計算書と資金繰りに不整合が生じる理由は主に3点です。

- キャッシュフロー計算書の多くは損益計算書をもとに作成される
- 減価償却費は現実には出ていない費用である
- 減価償却費をプラスして整合性を取る

実際に資金が出た時期と、減価償却費を計上する時期に着目すると、イメージしやすいでしょう。

■ キャッシュフロー計算書の多くは損益計算書をもとに作成される

多くの会社は、キャッシュフロー計算書の作成方法に間接法を採用します。間接法のキャッシュフロー計算書を作成するときは、損益計算書の利益部分を見て作成するのが容易です。固定資産の取引を例に見てみましょう。

- 2022年10月1日：15万円のパソコンを現金で購入
- 2022年12月31日：決算が到来

15万円のパソコンを減価償却する場合、耐用年数は3年です。取引日と決算日の仕訳は、以下のようになります。

日付	仕訳の例
2022年10月1日	備品 15万円 / 現金 15万円
2022年12月31日	減価償却費 5万円 / 備品 5万円

備品と現金の残高は、損益計算書に記載しません。さらに、減価償却費は損益計算書の費用です。費用は利益から引かれてしまうため、本来の支出と相違が出てしまいます。

■ 減価償却費は現実には出ていない費用である

固定資産を一括払いで購入した場合、一度に資金が流出します。しかし会計処理をするときは、減価償却により、分割して費用を計上します。この流れを、キャッシュフロー計算書と損益計算書で比較してみましょう。

固定資産：15万円のパソコン 耐用年数：3年

	1年目	2年目	3年目
キャッシュフロー計算書	－15万円	0円（記載なし）	0円（記載なし）
損益計算書	－5万円	－5万円	－5万円

キャッシュフロー計算書は、資金の流れを記載する計算書なので、購入時に一度で計上します。損益計算書を参考にとすると、資産の購入に関する事項がありません。そこで、減価償却費をプラスで計上するのが大切です。

キャッシュフロー計算書と損益計算書には、減価償却費のように不整合が出る事項をプラスまたはマイナスする項目があります。

減価償却費をプラスして整合性を取る

損益計算書の利益は、費用を引いた結果です。間接法によるキャッシュフロー計算書を採用した場合、損益計算書の利益を参照して作成します。減価償却費は費用です。利益から費用を差し引くため、損益計算書の利益が減少します。

減価償却費を記載したキャッシュフロー計算書と損益計算書を比較してみましょう。

- 2022年10月1日：15万円のパソコンを現金で購入
- 2022年12月31日：決算が到来 利益100万円

2022年			
キャッシュフロー計算書		損益計算書	
• 当期純利益	95万円	• 減価償却費	－5万円
• 減価償却費	＋5万円	• 利益	100万円
• 営業キャッシュフローの合計	100万円		

実際に資金の流出はないものの、損益計算書の利益を見てキャッシュフロー計算書を作成すると、利益の額と資金の流出額に不整合が生じます。この不整合を一致させるためにキャッシュフロー計算書へプラスとして計上します。

キャッシュフロー計算書と損益計算書の違い

減価償却費と同じように、現金が動かないためキャッシュフロー計算書と損益計算書に不整合が出る項目があります。

- 非現金支出費用
- 売上債権および仕入債務
- 支払利息や受取配当金など
- 棚卸資産

各項目に該当する勘定科目など、詳しく解説します。

■ 非現金支出費用にあたるもの

非現金支出費用とは、現金などの移動はないものの、損益計算書では費用として計上する項目です。以下のようなものがあります。

- 減価償却費
- 特別償却費
- 売却損
- 評価損
- 貸倒引当金
- 退職給与引当金

特別償却費は、申請を出すことで、一般的な減価償却より多く償却できる制度です。大きな節税効果があります。売却損や評価損は、資産の価値が下がったときに計上する勘定科目です。資金が発生せず損益計算書へ費用計上するので、節税効果があります。

■ 売上債権および仕入債務

売上債権および仕入債務とは、商品売買のときに資金と引き換えない場合に使用する項目です。以下のような勘定科目があります。

勘定科目	仕訳の例
売掛金	売掛金 ×××円 / 売上 ×××円
受取手形	売掛金 ×××円 / 受取手形 ×××円
買掛金	仕入 ×××円 / 買掛金 ×××円
支払手形	仕入 ×××円 / 支払手形 ×××円

売上債権や仕入債務が発生した時点では、キャッシュフロー計算書へ記載しません。ただし、売掛金や受取手形を回収したときと、買掛金と支払手形を支払った時点でキャッシュフロー計算書への記載が必要です。

■ 支払利息や受取配当金など

支払利息とは、借入金に対する利息などです。受取配当金は、所有する株式の配当を指します。2つの科目は、まとめて支払ったり、受け取ったりする取引です。支払利息は、利息が発生する前に支払う可能性があります。

しかし、会計処理は、取引が発生した時点で計上するのが原則です。そこで、決算時に費用や収益として計上します。仕訳の例は以下のとおりです。

勘定科目	仕訳の例	
支払利息	未払	支払利息 ×××円 / 未払利息（未払費用）×××円
	前払	前払利息（前払金）×××円 / 支払利息 ×××円
受取配当金	未収配当金（未収金）×××円 / 受取手形 ×××円	

どの場合においても、実際に資金の移動があった時点でキャッシュフロー計算書への記載が必要です。損益計算書と不一致になるため注意が必要です。

■ 棚卸資産

棚卸資産とは、期末時点で残っている商品です。棚卸資産の範囲は、法人税法第10条で定められています。

- 商品または製品（副産物及び作業くずを含む。）
- 補助原材料
- 半製品
- 消耗品で貯蔵中のもの
- 仕掛品（半成工事を含む。）
- 前各号に掲げる資産に準ずるもの
- 主要原材料

期末時点の仕訳例
仕入（期首商品棚卸高） ×××円 / 繰越商品（商品） ×××円
繰越商品（商品） ×××円 / 仕入（期末商品棚卸高） ×××円

棚卸資産は、今後販売する予定はあるものの、期末時点で資金の移動はありません。資金移動がないため、キャッシュフロー計算書への記載は不要です。

減価償却を適切に行うことで現金が増える可能性がある

キャッシュフロー計算書へ減価償却費を計上するのは、損益計算書と整合性を取るためです。キャッシュフロー計算書へプラス計上したからといって、実際に資金が増えるわけではありません。

しかし、減価償却を適切に行うことで、現金が増える可能性があります。現金が増える可能性は2つの理由からです。

- 適切な減価償却は節税につながるため
- 設備の投資により、本業の売り上げにつながるため

減価償却費は、損益計算書で費用に計上します。所得税や法人税などを計算する基礎となる課税対象額は、収益から費用を引いた金額です。減価償却により、費用を計上した分が利益から控除されます。結果的に、利益が減るため節税につながります。

さらに、投資した設備へ減価償却したとしても、それ以上に本業の収入が上がるかもしれません。売り上げが向上することで、現金が増える可能性があります。

キャッシュフローのことでお悩みの方はsankyodoへ

キャッシュフロー計算書へは、減価償却費をプラスに計上します。それは、資金の流れにあわせるためです。

損益計算書の利益は、費用として計上した減価償却費を差し引いたあとの金額を記載します。一方、キャッシュフロー計算書は、資産の流れにあわせた利益を記載する計算書です。資金の支出のない費用は、プラスとして計上します。

資金の流れにあわせることを意識すると、キャッシュフロー計算書が作成しやすくなるでしょう。しかし、キャッシュフロー計算書をはじめとする財務三表は、ステークホルダーへ提示する大切な資料です。間違いは、会社の危機を招く恐れもあります。

そこで、キャッシュフロー計算書を正確にかつ迅速に作成したい人は、sankyodo へご相談ください。sankyodoでは、キャッシュフロー計算書の作成から分析まで、経験豊富なプロが対応いたします。現在、初回無料相談を実施中です。ぜひお気軽にご相談ください。

キャッシュフローと減価償却費に関するよくある質問

キャッシュフローと減価償却費についてよくある質問に回答していきます。

- キャッシュフロー計算書で減価償却費をプラスに扱うのはなぜですか？
- キャッシュフロー計算書と損益計算書では何が違いますか？

気になる疑問から確認してみましょう。

Q. キャッシュフロー計算書で減価償却費をプラスに扱うのはなぜですか？

- A. キャッシュフロー計算書で減価償却費をプラスに扱うのは、損益計算書とキャッシュフロー計算書の不整合を正すためです。キャッシュフロー計算書には、直接法と間接法の2種類の作成方法があります。

間接法で作成する場合は、損益計算書の利益を参照して作成するのが基本です。減価償却は費用として計上するため、利益が減少してしまいます。資金の流れを記載するキャッシュフロー計算書にあわない結果となります。

整合性を取るために、キャッシュフロー計算書で減価償却費をプラスに扱います。なお、直接法のキャッシュフロー計算書は、取引の流れを追う方法です。直接法のキャッシュフロー計算書では、減価償却費を考慮せずに作成します。しかし、直接法は、取引を追うのは手間なので、あまり採用されません。

Q. キャッシュフロー計算書と損益計算書では何が違いますか？

- A. キャッシュフロー計算書は、資金の流れを記載する計算書です。一方、損益計算書は、会社の経営状態を判断するために、収益と費用の状態を記載します。会計処理のなかには、減価償却費のように、資金が動かない取引などがあります。

通常、会計仕訳は発生時点で記載します。買掛金を計上するときは、仕入れが発生するものの、資金が流出しません。損益計算書では費用として計上し、キャッシュフロー計算書では、資金の流れがないため本来記載しない項目です。

しかし、キャッシュフロー計算書と損益計算書の利益の整合性が取れません。そのため、キャッシュフロー計算書にプラスまたはマイナスで処理し、損益計算書と整合性を取っています。

キャッシュフローと減価償却費に関するまとめ

キャッシュフロー計算書に減価償却費をプラスで計上する理由を中心に解説しました。減価償却費は、資金が動かない取引です。損益計算書上の利益は、収益から費用を引いた金額を記載します。しかし、減価償却費は、損益計算書に費用として計上します。

資金が動かないものの、費用として計上するため、損益計算書上の利益はマイナス計上です。資産を取得するために払った金額とは合わないので、キャッシュフロー計算書と整合性が取れません。そこで、キャッシュフロー計算書では、減価償却費をプラスで扱います。同様の処理を行う科目は売掛金、未払いの配当、棚卸資産などです。

資金の流れによりキャッシュフロー計算書での扱いを変える費用や収益があるのは、少し複雑に感じるケースも多くあるでしょう。そのような場合は、プロである税理士に相談するのがおすすめです。

本記事を参考に、キャッシュフロー計算書における減価償却費の取り扱いをマスターしてください。

無料相談はこちらをクリック

キャリアアップ助成金 令和7年度の改正点

今年度の正社員化コース及び賃金規定等改定コースにつきまして
大幅な変更がございましたので、ご案内いたします。

2025年4月以降、正社員転換や賃金規定等の取り組みを行った場合に適用されます。

なお「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、
正社員転換、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

1. 正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

(1) 助成額の変更

1人当たりの助成額は以下の通りです。

対象者	雇用形態の変更区分	中小企業の助成額	大企業の助成額
重点支援対象者	有期 → 正規	80万円 (40万円×2期)	60万円 (30万円×2期)
	無期 → 正規	40万円 (20万円×2期)	30万円 (15万円×2期)
上記以外	有期 → 正規	40万円 (40万円×1期)	30万円 (30万円×1期)
	無期 → 正規	20万円 (20万円×1期)	15万円 (15万円×1期)

1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名（同一対象者の2回目の申請を除く）

(2) 支給対象者の範囲

重点支援対象者とは次の①から③のいずれかに該当する者です。

- ①. 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- ②. 雇入れから3年未満で、次のA.B.いずれにも該当する有期雇用労働者
 - A. 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下
 - B. 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- ③. 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします。

※新規学卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象外となります。

2. 賃金規程等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

(1) 支給区分の新設

支給区分が2区分から4区分に増えております。

(2) 助成額の変更

1人当たりの助成額は以下の通りです。

賃金引き上げ率	中小企業の助成額	大企業の助成額
3%以上4%未満	4万円	2.6万円
4%以上5%未満	5万円	3.3万円
5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円
6%以上	7万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人

3. 各コース共通

計画書の取り扱いの簡素化

キャリアアップ計画書については、各コースの取り組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、届け出のみでよいこととしました。

4. 参考

厚生労働省 キャリアアップ助成金のご案内（令和7年度版）

5. 最後に

キャリアアップ助成金は、正社員への転換時や助成金の申請時になってから整備を始めても申請の要件を満たすことができません。有期雇用労働者などを採用した段階から準備・検討を進めておくことが重要です。

早い段階から社内体制を整備し、計画的に進めていきましょう。

キャリアアップ助成金に関してご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

[無料相談はこちらをクリック](#)

日本政策金融公庫 新規開業資金（創業融資）について解説！

起業という大きな一歩には、しっかりとした資金計画が欠かせません。日本政策金融公庫が提供する『新規開業資金』は、創業時の資金需要に応えるために設けられた公的融資制度であり、原則として連帯保証人も要求されないことから多くの創業者にとって最初の資金調達手段として選ばれています。今回は、その制度内容についてわかりやすくご紹介します。

制度内容	ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
	融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
	返済期間	運転資金：10年、設備資金20年（うち元金据置期間は5年以内）
	基準金利	2.70%~4.00%（2025年5月1日現在）
	金利引き下げ要件一例	- 原則として、基準金利から0.65%引き下げされる。 - 事業開始後、6ヶ月以内に従業員を雇用することが確実な見込みの場合には、さらに0.25%引き下げ。 - 女性の方、35歳未満または55歳以上の方は基準金利から0.4%引下げされる。
	連帯保証人、担保	新たに事業を始める方または税務申告を2期終えていない方は原則として連帯保証人、担保は不要
	連帯保証人の有無による金利変動	連帯保証人をつけなかった場合、基準金利に+0.1~0.3%
	自己資金要件	なし※1
	主な必要書類	創業計画書、事業内容に関するPR資料

※1自己資金要件は撤廃されましたが、自己資金（貯蓄）の準備が不要になった訳ではありません。これまでは、総資金計画の1/10以上の自己資金がなければ最低限の審査基準を満たしていないものとして扱われていました。変更後はそのような足切り判断はなくなりましたが、創業までに準備してきた自己資金の金額は重要な審査項目であることは以前と変わりありません。

詳細な条件や申請方法については、[日本政策金融公庫の公式ウェブサイト](#) をご参照ください。

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2025年5月1日時点
創業融資の基準金利	2.40～3.50%	2.70～4.00%

メディア実績

ラジオ出演



ラジオ日本
トラック王国の「Boo!Boo!Boo!」に
近藤が出演
(2025年1月)

YouTube

■コラボレーション動画



フリー株式会社代表
佐々木大輔社長
(2024年1月)

動画を再生 ▶



株式会社識学
安藤広大社長
(2024年4月)

動画を再生 ▶



■ゲスト出演動画
ビジネスおたくチャンネル
ゲスト出演(2023年12月)

動画を再生 ▶

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

ご購入はこちら ▶

セミナー



フリー株式会社主催 freee 会計導入後の
バックオフィスDXの進め方セミナーに
宮川が登壇
(2024年12月)



フリー株式会社主催役員報酬の
決め方セミナーに
近藤が登壇
(2024年10月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2025年1月)



税界タイムズ
(2024年2月)



BiZUP
(2024年2月)



フリー株式会社とエンジョイント税理士
法人との共催セミナーに
代表税理士 朝倉と CTO・
税理士 宮川 大介が登壇
(2024年7月)

書籍



2023年12月発刊

ご購入はこちら ▶





D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。サン共同税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

SANKYODO 通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：support@san-kyodo.jp



SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

拠点一覧

六本木オフィス

〒106-6090

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー 40階

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター 10F

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル 19F

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア 2-D